

(新) デイサービスセンター美和の里運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人朝倉社会事業協会が運営するデイサービスセンター美和の里（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び日常生活支援総合事業における第一号通所事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者又は要支援者に対し、適切な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| (1) 名称 | 社会福祉法人 朝倉社会事業協会
デイサービスセンター美和の里 |
| (2) 所在地 | 福岡県朝倉郡筑前町原地蔵 2226 番地 3 |

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、管

理者は、利用者の心身状況、及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた指定通所介護計画及び通所型サービス個別計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、指定通所介護計画及び通所型サービス個別計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は、指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 3名以上

機能訓練指導員は、個別機能訓練及び運動機能訓練の提供に当たる。

従業者の職種毎の員数については、常勤数により配置し、必要に応じて増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条

- (1) サービス提供時間は、午前9時20分から午後4時30分までとする。
事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (2) 営業日月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日より1月3日までを除く。
- (3) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、特別な需要がある場合はこの限りではない。
- (4) 電話等により、24時間常時連絡の可能な体制とする。

(利用定員)

第6条

事業所の利用定員は、1日30名とする。

(指定通所介護事業及び第一号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び第一号通所事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に定められた額とする。(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)又、第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は各市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス

- (3) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- (4) 機能訓練・日常動作訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 排泄介護
- (8) その他利用者に対する便宜の提供

2 事業所は、前項の支払いを額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用に関しては、原則的に徴収しないものとする。
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を越える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定通所介護に係る居宅サービス費用基準又は居宅介護サービス費用基準額を越える費用
- (3) 食費
- (4) オムツ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び第一号通所事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(利用料金表)

第8条

指定通所介護事業は厚生労働大臣が定める基準に基づき算定する。
※1の標記に準ずる。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、筑前町、朝倉市、大刀洗町、小郡市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護及び第一号通所事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、健康チェックを行い、看護に順ずる職員の入浴許可を受けるものとする。
- (2) 送迎サービスを利用する際は、みだりに送迎の経路の変更又は時刻の変更をしてはならない。

- (3) 個別機能訓練(運動器機能向上訓練)を利用する際は、健康チェックを行い、看護に順ずる職員のリハビリ実施許可を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、指定通所介護及び第一号通所事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護及び第一号通所事業の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、非常災害に関する具体的(消防・風水害・地震等)計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため年2回、定期的に避難・救出訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 18 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した通所介護サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修は随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 5 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 14 年 12 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 18 年 3 月 20 日から一部改正施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から一部改正施行する。

デイサービスセンター美和の里

利用料金表（通所介護）

（令和6年8月～）

通常規模型：定員30名

介護度	4時間以上5時間未満			5時間以上6時間未満		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	388円/日	776円/日	1,164円/日	570円/日	1,140円/日	1,710円/日
要介護2	444円/日	888円/日	1,332円/日	673円/日	1,346円/日	2,019円/日
要介護3	502円/日	1,004円/日	1,506円/日	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護4	560円/日	1,120円/日	1,680円/日	880円/日	1,760円/日	2,640円/日
要介護5	617円/日	1,234円/日	1,851円/日	984円/日	1,968円/日	2,952円/日
介護度	6時間以上7時間未満			7時間以上8時間未満		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	584円/日	1,168円/日	1,752円/日	658円/日	1,316円/日	1,974円/日
要介護2	689円/日	1,378円/日	2,067円/日	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
要介護3	796円/日	1,592円/日	2,388円/日	900円/日	1,800円/日	2,700円/日
要介護4	901円/日	1,802円/日	2,703円/日	1,023円/日	2,046円/日	3,069円/日
要介護5	1,008円/日	2,016円/日	3,024円/日	1,148円/日	2,296円/日	3,444円/日

加算	単位数	加算	単位数
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	56単位/日	認知症加算	60単位/日
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）	76単位/日	生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位/月
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位/月
サービス提供体制加算Ⅲ	6単位/日	ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位/月
入浴介助加算	40単位/日	栄養改善加算	200単位/回
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	9.0%	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位/回

実費負担

昼食費	600円/日 （おやつ代含む）
-----	--------------------

- ・営業時間 8：30～17：30まで
- ・休館日 日曜日、年末年始 12/31～1/3
- ・サービス提供時間 9:20～16：30（7時間10分）

デイサービスセンター美和の里

電話 0946-24-0970

管理者：陣内 孝明

生活相談員：吉田 理恵 二宮 麻世

事業所番号；4076700063

デイサービスセンター美和の里 利用料金表

(介護予防・日常生活支援総合事業)

(令和6年8月～)

通常規模型：定員30名

介護予防・日常生活支援総合事業（朝倉市以外）

介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
要支援2	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月

介護予防・日常生活支援総合事業（朝倉市）

介護度	項目	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	5回以上/月	1,798円/月	3,596円/月	5,394円/月
	日割り	59円/日	118円/日	177円/日
	4回迄/月	436円/回	872円/回	1,308円/回
要支援2	9回以上/月	3,621円/月	7,242円/月	10,863円/月
	日割り	119円/日	238円/日	357円/日
	8回迄/月	447円/回	894円/回	1,341円/回

加算	単位数
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1 24単位/月
	要支援2 48単位/月
運動器機能向上加算	225単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	月合計単価の9.0%

実費負担

昼食費	600円/日 (おやつ代含む)
-----	--------------------

- ・営業時間 8：30～17：30まで
- ・休館日 日曜日、年末年始 12/31～1/3
- ・サービス提供時間 9:20～16：30（7時間10分）

デイサービスセンター美和の里

電話0946-24-0970

管理者：陣内 孝明

生活相談員：吉田 理恵 二宮 麻世

事業所番号：4076700063